

第八号

徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年六月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第二項第三号中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

財団法人日本ゴルフ協会が公益財団法人へ移行したことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。